

六国史の改賜姓記事について

中 西 康 裕

はじめに

先に『続日本紀』の改賜姓記事を取り上げて、その編纂過程に言及した⁽¹⁾が、その際紙幅の都合上割愛せざるを得なかつた事柄をここで検討したい。第一に、『続日本紀』の改賜姓記事についての前稿で論じ残した点。第一に、『続日本紀』以外の国史『日本書紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本文德天皇実錄』・『日本三代実錄』における改賜姓記事の表記。第三に、国史以外に残る改賜姓記事の史料。以上の三点である。

一 『続日本紀』の改賜姓記事について（補遺）

前稿では、同一条文に複数の改賜姓記事がある場合、最初の表記だけを検討の対象とした。」⁽²⁾ではそこで省略した第二位以下の表記を検討したい。

『続日本紀』において、同一条文で複数の改賜姓がみられるのは四十例ある。その分布と表記の型式を整理したものが第1表である。表記の型式は前稿と同様である。A型「賜○○姓」（「○○」は新姓）は三例、B型「賜○姓○」

第1表 『続日本紀』の改賜姓記事の表記・第二位以下

○」は五例、C型「賜△△、○○姓」（△△は対象者）は一例、そしてD型「改（本姓）」、賜○○姓」は一例もない。A型は卷八・卷十一・卷十七の前半部に、B型は卷二十以降の後半部に分布する。前半と後半で、A型からB型への変化が読み取れることは、第一位を対象とした前稿と同じ結論である。

さらに、第二位以下に二例以上の用例がある表記を新たに分類した。例文は第二位以下の部分に傍線を施した。

〔E型「○○姓〕

・筑前国御笠郡大領正七位下宗形部堅牛、賜益城連姓。嶋郡少領從七位上中臣部加比、中臣志斐連姓。（卷四和銅二年（七〇九）六月乙巳〔二十一日〕条）

例文としたもの以外では卷十七に一例と卷十八に二例、合計四例である。いずれも前半部に属する。

〔F型「○○〕

・多勧嶋熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人、賜多勧後國造姓。益救郡大領外從六位下加理伽等一百六人、多勸直。能満郡少領外從八位上粟麿等九百六十九人、因居、賜直姓。武藏国埼玉郡新羅人徳師男女五十三人依レ請為金姓。（卷十一 天平五年（七三三）六月丁酉〔二日〕条）

例文としたものでは傍線部が第二位と第三位になる。最後の金姓の賜姓は順番からすると第四位になるが、「依レ請」の字句からこの部分はII類で扱った。また、第二位の表記は新姓だけを記し、「賜」「姓」「改」「為」などの第一位でみられる基本的な字を一切もたない簡略された記述である。そして、第三位の表記はA型である。ここではそれぞの型式に数えた。このように同一条文の第二位以下で異なった型式の表記がみられるのは、もう一例卷三十の宝龜元年（七七〇）四月癸卯〔十一日〕条でB型とF型の組合せで出てくる⁽²⁾。

F型は最も多い用例で二十六例を数え、全体の約六割を占める。卷九からみられ、前半・後半を通して使用されているので、最も一般的な書き方である。

〔G型「賜○○」〕

- ・從五位下吉弥侯横刀、正八位下吉弥侯夜須麻呂、並賜「姓下毛野朝臣」。外正八位上吉弥侯間人、同姓總麻呂、並賜「下毛野公」。（卷三十七 延暦二年（七八三）三月戊戌〔二十一日〕条）
- ・唐人正六位上孟惠芝、正六位上張道光等、賜「姓嵩山忌寸」。正六位下吾稅兒、賜「永國忌寸」。（卷三十八 延暦三年六月癸丑〔十四日〕条）

G型は右にあげた二例しかない。これが卷三十七・卷三十八に属する点は桓武紀の特徴の一つといえる。

最後に第1表で、その他とした一例は、次のものである。

- ・新羅人中衛少初位下新良木舍姓前麻呂等六人、賜「姓清住造」。漢人伯德廣道、姓雲梯連。（卷二十四 天平宝字七年（七六三）八月甲午〔二十四日〕条）

「姓○○」で、簡略された表記である。これはE型の変型といえるかもしない。

以上の分類をまとめるに、同一条文に複数の改賜姓記事がある場合の第二位以下の表記は、第一位の表記と同じ型式を探るもののがA型、B型、C型の合計九例しかない。それよりも簡略な表記であるE型、F型、G型とその他は合計三十三例である。前者では第一位と同様に前半から後半で、A型からB型の変化が読み取れる。また、原資料に最も近い形と想定されるD型が一例もみられないのは、第二位以下においては省略の傾向が強いためである。後者では、F型が普遍的に分布するのに対し、E型は前半部に、G型は桓武紀に分布するという事実も、「続日本紀」の編纂に関わる事象であろう。

二 国史の改賜姓記事

本節では『続日本紀』以外の国史における改賜姓記事を検討する。

(1) 『日本書紀』の改賜姓記事

六国史の最初『日本書紀』の中で卷二十八以降の天武・持統紀は何らかの記録に基づいて記述されたもので信憑性が高いと言われている。そこで先にここから検討してみる。天武紀の改賜姓記事は天武九年（六八〇）正月甲申「八日」条以下の十一例ある。多くは八色姓の制定に関わる大量改姓を告げるものであるが、その表記は「賜姓曰○〇」（「賜姓曰○〇」も同じ）で統一されており例外はない。持統紀では、持統十年（六九六）五月甲辰〔三日〕条に一例あるのみで、「賜姓為忌寸」とある。これらの表記はいずれも後続の『続日本紀』にはみられず、『日本書紀』独自のものである。

天武・持統紀以外の改賜姓記事（その記事の信憑性はこのでは問わない）は、ほぼこの二型式に分類できる。前者に属するものは垂仁〔二十三年十一月条（卷六）、雄略十五年条・十六年十月条（卷十四）の三例。後者に属するものは、雄略六年三月条・十四年四月条（卷十四）、舒明四年（六三二）七月条・三十年条（卷十九）、敏達三年十月条（卷二十）、白雉五年（六五四）七月条（卷二十五）、天智八年（六六九）十月条（卷二十七）の七例である^③。改賜姓記事の表記でいえば、卷六・二十八と卷十九・二十・二十五・二十七・三十とにグルーピングできるようであるが、卷十四のように両方の型式がみられるところもある。

『日本書紀』の改賜姓記事の表記は『続日本紀』とは異なったものであることが確認できる。換言すれば『続日本紀』にみえる改賜姓記事の表記は『続日本紀』（の時代）から始まつたともいえよう。

(2)『日本後紀』の改賜姓記事

『日本後紀』は『続日本紀』に続く二番目の国史である。全四十巻で延暦十一年（七九二）から天長十年（八三三）二月まで（桓武・平城・嵯峨・淳和）を範囲とした国史であるが、現在伝わるのは僅か十巻分である。例数が少なく比較検討には問題が残る⁽⁴⁾が、以下試みたい。

『日本後紀』の改賜姓記事は六十例ある。記事が対象者と新姓のみを記す比較的短文のI類は五十三例、本人の改賜姓の情願文などを記した比較的長文のII類は七例。『続日本紀』の場合I類一二六七例、II類五十六例で、比率として約五対一であつたことと比べると、『日本後紀』の場合は約九対一でI類の比率が高い。I類の表記を前稿と同様に分類すると、五十三例中五十例までが、「賜姓○○」のB型であつた。B型以外の三例は以下のものである。

- ①陸奥国白川郡人外□八位□大伴部足猪等、賜大伴白河連。（下略）（巻五 延暦十六年正月庚子〔十三日〕条）
②摂津国人從七位上乙麻呂等、給姓豊山忌寸。（巻八 延暦十八年四月癸未〔九日〕条）
③賜伊予国人勲六等吉弥侯部勝麻呂、吉弥侯部佐奈布留二人、姓野原。（巻二十二 弘仁四年〔八一三〕二月甲辰〔二十一日〕条）

①は『続日本紀』の第二位以下の表記でみられたG型と同じである。②は「給姓」であり、これが「賜姓」であればB型となるが、国史大系本・朝日本ともに「給」字に校異は付けられていない⁽⁵⁾。③はC型「賜△△、○○姓」に類似する表記である。

わずかに例外的な表記があるとはいゝ、『日本後紀』の改賜姓記事はほとんどB型で統一的な表記がなされているといえる。

II類はすべて本人の言上文から始まる乙類で、天皇の発意による詔勅の甲類は一例もない⁽⁶⁾。なお、次の『続日本

後紀』以下の国史でも天皇の発意を示す記事は源氏などの皇親賜姓に限られるようになり、それ以外のものはなくなる。II類の表記では、A型「賜○○姓」が一例、B型が一例、D型「改（本姓）」、賜○○姓に類似する表記が一例。また、「賜△△、姓○○」というI類の例文③と同じ表記が延暦十八年（卷八）に一例あるが、これは複数の者に別姓の改賜姓を行つた記事である。II類は例数も少なくこれといった特徴は抽出できない。

『日本後紀』における改賜姓記事は、地の文のI類においてはB型で表記の統一性がみられる。また、原資料における表記の統一は図られていないとみられる。

(3)『続日本後紀』の改賜姓記事

『続日本後紀』は、天長十年二月から嘉祥三年（八五〇）三月まで（仁明）を二十巻とする。比較的長文のII類は一例しかなく、一四六例が地の文のI類である。ところが『続日本後紀』からI類でも文末に改賜姓の理由を短文で記すものや、改賜姓者の系譜を記すものがでてくる。例文としては次のものがある。

・左京人遣唐史生道公広持、賜姓當道朝臣。和銅年中。肥後守正五位下道君首名、治迹有声、永存遺愛。広持是首名之孫也。（卷四 承和二年（八三五）正月癸丑〔七日〕条）

・賜典藏從四位下大宅水取臣繼主等三人朝臣。繼主臣八腹木事命之後也。（卷一 天長十年二月丁亥〔三十日〕条）

改賜姓の理由を述べた前者をIa類、改賜姓者の系譜を述べた後者をIb類とする、Ia類は十三例、Ib類は五十三例ある。六国史の中でIa類とIb類がみられるのは『続日本後紀』と『日本三代実録』だけである。しかもIa類は『日本三代実録』では二例しかなく、この記述をもつ改賜姓記事は『続日本後紀』の特徴である。

次にI類の表記の型式をみると、分類可能な一四一例中、B型が一〇七例で約四分の三を占め、D型二二例、C型八例、A型四例となる。『日本後紀』と比較すると、B型が主流であることに変化はないが、その占有率は低下して

第2表 『日本後紀』以下の国史の改賜姓記事

	分類		I類の型式				
	I類		II類	A型	B型	C型	D型
	Ia類	Ib類					
日本後紀	53	0	0	7	0	50	0
続日本後紀	146	13	53	1	4	107	22
日本文徳天皇実錄	27	0	0	3	4	18	5
日本三代実錄	114	2	88	27	0	113	5

いる。注意しておきたいことは、そうした中でA型が僅かであるとはいえ採用されていることである。『続日本紀』の前半部の特徴的な表記であつたA型は、法的な規制などによつて姿を消したのではない。

なお、薨卒伝の中で改賜姓に触れるようになるのも『続日本後紀』からで、明日香親王薨伝（巻三 承和元年二月甲午〔十三日〕条 A型）と善道真貞卒伝（巻十五 承和十二年一月丁酉〔二十日〕条 B型）の二例がある。

改賜姓記事に限れば、II類の僅少性とB型の統一性から、六国史の中で『続日本後紀』は最も洗練されている。

(4) 『日本文徳天皇実錄』の改賜姓記事

『日本文徳天皇実錄』は、嘉祥三年三月から天安二年（八五八）八月まで（文徳）を十卷とする。『続日本紀』以下の国史の中で改賜姓記事は最も少ない。I類が二十七例、II類が三例。I類には『続日本後紀』で出現したIa類とIb類はない。

I類の型式分類では、二十七例中、B型十八例、D型五例、A型四例。B型の占有率は低下する。なお、A型は巻九と巻十に、D型は巻六、八に集中している。『日本文徳天皇実錄』編纂の一側面を示している可能性がある。卒伝にも改賜姓に触れるものが多くなり十一例ある。A型が一例、B型が三例、D型が七例と、D型が多數を占める。

(5) 『日本三代実錄』の改賜姓記事

『日本三代実錄』は、天安二年八月から仁和二年（八八七）八月まで（清和・陽

成・光孝）を五十巻にまとめる。I類が一一四例、II類が二十七例で、『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本文德天皇実錄』でほとんどなくなつたII類が再び多くなる。また、Ia類は一例（卷一・四）しかないが、Ib類は八十八例とI類の中でも約八割近くを占めるようになる。I類の表記の型式では一一八例中、B型が一一三例とほぼ統一され、あとはD型の五例のみである。薨卒伝では、A型一例、B型十七例、C型三例、D型（及びその変型）十一例、E型一例、である。I類ではB型の独占情況であつたが、伝においては表記の多様性が指摘できる。特に、I類で姿を消したA型が二例採用されている（元慶四年（八八〇）五月二十八日条の在原業平卒伝と仁和三年八月七月条の文室卷雄卒伝）ことは注目される。

以上、「続日本紀」以外の国史の改賜姓記事の表記を通覧した。大きくみて、次の点が指摘できよう。まず、記事の形式としては、改賜姓の詔勅や上表文と記載するII類が少なくなり、改賜姓の事実のみを記すI類に統一されようとしていること。次に、I類の表記はB型にはば統一されていくこと。そして、I類にも改賜姓の理由や系譜を短文で記すものが出現することである。また、前稿との関連でいえば、少なくなるとはいえA型の表記は存続していることから、「続日本紀」におけるA型からB型への変化は法的な規制などの外圧による変化ではなく、編纂上の変化と認められる。

三 改賜姓記事の原資料

視点を変えて、国史以外の史料から改賜姓の表記について検討してみたい。まず、改賜姓に関わる史料と関連する国史の記事を比較したい。

宝亀四年二月八日「太政官符案帳」（『大日本古文書』第二十一巻二七一～二七三頁）

〔前文〕

戸主日下部兼智

戸主日下部万呂

戸主日下部秋麻呂

戸主日下部龍嶋

右被_{内臣正三位}藤原朝臣宣_爵。奉_レ勅、件人等改_{本姓}、賜_{安倍猿嶋姓者}、省宜_{承知}、准_レ勅施行、符到

奉行。(下略)

これに関連して、『続日本紀』宝亀四年二月癸丑条(太政官符案と同日)に「下總国猿嶋郡人從八位上早部淨人、賜_{姓安倍猿嶋臣}。」とある。両者は一連のもので、『続日本紀』は淨人のみを載せたものである⁽⁷⁾。官符案における改賜姓の表現は「件人等改_{本姓}、賜_{安倍猿嶋姓}。」とある。構造的に示せば「改_{本姓}、賜_{○○姓}」で、国史の表記の型式のD型に相応する。しかるに、右に引用したように『続日本紀』ではB型を採用している。両者の関係は日付からみて太政官符案などを原資料としてはいるものの、その記述にあたっては原資料の表記によらず、編纂者が独自の表記を採っていることが確認できる。

『続日本紀』の改賜姓記事に対応するのは右の例だけであるが、もう少し時代を下らせて検討してみる。『類聚三代格』卷十七には源氏賜姓にかかる詔勅が六つ掲載されている。これらの表現と国史の対応をみると以下のようにある。⁽¹⁾弘仁五年五月八日詔に「除_{親王之号}、賜_{朝臣之姓}。」とあり、『日本後紀』弘仁五年六月戊午〔十九日〕条には皇子源信らと良安・安世・長岡・岡成を左京に貢附する記事がある。日付からみて『日本後紀』は太政官符を原資料とするのであろう。⁽²⁾天長九年二月十五日勅は「賜_{朝臣之姓}。」とあるが、『日本後紀』の欠失部であり、対応する国史の記事は残っていない。⁽³⁾承和二年四月一日勅は「除_{親王之号}、賜_{朝臣之姓}。」とあるが、国史には対応する記事はない。⁽⁴⁾仁寿三年(八五三)二月十九日勅は「除_{親王之号}、賜_{朝臣之姓}。」とある。『日本文德天皇実録』仁寿三年六月庚午〔十一日〕条に皇子能有らに「賜_{姓源朝臣}。隸_{左京職}。」とある。日付からみて太政官符を原資

料とすると考えられる。(5)貞觀十五年(八七三)四月廿一日勅には「早停_ニ王号_ヲ。即賜朝臣_ヲ」とある。『日本三代実録』同日条に賜姓記事があり「為_ニ源氏_ヲ。貫_ニ隸左京一条一坊_ヲ。」とある。この場合は勅を原資料とする。(6)元慶八年四月十三日勅には「賜_ニ朝臣之姓_ヲ」⁽⁸⁾とある。『日本三代実録』元慶八年六月一日条に源是忠らを「依_ニ去四月十三日勅書_ヲ、賜_ニ姓隸_ニ左京一条_ヲ」とあり、太政官符を原資料とする。

このように国史は太政官符を原資料とすることが多いことが知られる。また、詔勅の「賜_ニ朝臣之姓_ヲ」はA型に相応するもので、これが多用されている。したがって、A型の表記は決して『続日本紀』の前半の時代だけに使用された用法ではないことが判明する。

そして、『平安遺文』の中に次のような史料もある。

貞觀九年二月十六日「讃岐国司解」(『平安遺文』一五二)

讃岐国司解 申下言_ニ上改姓_ヲ人事上

合陸烟 並為_ニ和氣公_ヲ。(下略)

これは和氣公に改姓する那珂郡・多度郡の因支首直麻呂らの名簿を太政官に報告したものである。省略したがその文によつて、改賜姓の段階は、

本人の解状→那珂・多度郡司解→讃岐国司解→太政官_ノ裁可→貞觀八年十月二十七日太政官符→貞觀八年十一月四日民部省符→貞觀九年二月十六日讃岐国司解

であつたことがわかる。解の冒頭が右に引用した部分であり、「為_ニ○○_ヲ」とある。省略した文中には「賜_ニ和氣公姓_ヲ」とあって、A型を用いている。一方、対応する記事が『日本三代実録』貞觀八年十月二十七日条にある。日付からみて太政官符を原資料として採用していることになる。そこでは、「讃岐国那珂郡人因支首秋主、同姓道麿、宅主。多度郡人因支首純雄、同姓国益、巨足、男繩、文武、陶道等九人。賜_ニ姓和氣公_ヲ」。其先武國凝別皇子之苗裔

也。」とあってB型を用いている。太政官符の型式が不明であるが、種々の表記が併用されている。また、時代はかなり下るが次のようない史料もある。

貞元二年（九七七）五月十日「太政官符」（類聚符宣抄）七）

太政官符民部省外 改姓名

応レ改姓左少弁正六位上錦宿称時佐一事

男十三人本貫在京三条三坊

女五人

今請三善朝臣姓。

右得時佐去二月二日解偶。（中略）望請殊蒙官裁。因准先例。被給三善朝臣姓。將仰奉公之貴者。左大臣宣。奉勅依請者。省宜承知依宣行之。符到奉行。（下略）

ここでは「給三善朝臣姓」とあって、『日本後紀』に一例だけみられた「給」字を使う用例がみられる。A型に類似の表現もある。

以上、国史以外の詔勅・太政官符などの改賜姓の表記をみた。いずれも例数は少ないが、『続日本紀』後半以降の国史でみられたようなB型の表記に統一されているわけではない。かえって国史では使用されない傾向となるA型の表記もみられる⁽⁹⁾。なお、太政官符などの下達文書における改賜姓の表記の基本形はD型にあるともいえよう。

むすびにかえて

『日本後紀』以下の国史において、B型の表記の優勢が指摘できたが、それ以外の型式を採用するところもある。

それぞれの国史編纂との関連も論じるべきであろうが、改賜姓記事だけからでは恣意的になろう。本稿で得られた乏しい指摘は、他の記事と比較検討して国史編纂について論じたい。

(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 註
拙稿「『続日本紀』の改賜姓記事について」(『関西学院史学』二四、一九九七年)。以下、前稿とはこれを指す。

したがつて、条文数としては四十例であるが、表記を合計すると四十一例になる。

これ以外の表記をみておく。垂仁三十二年七月条「改_レ本姓_レ謂_レ土部臣」。(卷六)、履中三年十一月条「改_レ長貞胆連之本姓_レ曰_レ稚桜部造」。(卷十一)、顯宗元年四月条「改賜_レ姓_レ山辺連氏」。(卷十五)の三例は、強いて言えば『続日本紀』のD型に類似している。また、顯宗元年五月条「賜_レ本姓_レ狹々城山君氏」。(卷十五)はB型に近い表記である。

国史における表記を問題にしているので、「類聚国史」や「日本紀略」などから知られる逸文については検討しない。

天理図書館蔵三条西家本でも「給」字である。

『続日本紀』の場合、甲類十五例、乙類四十一例であった。

太政官符案と『続日本紀』の条文については、加藤晃「我が国における姓の成立について」(『続日本古代史論集』上所収、一九七二年、吉川弘文館)、熊谷公男「位記と「定姓」」(『続日本紀研究』一八三、一九七六年)を参照。

『日本三代実録』同日条にもある。「令集解」学令大学生条の釈説に改賜姓にかかる表記がある。「物賜_レ史姓」_レとあり、延暦頃の法家といわれる釈説の文からも、A型の表記が確認できる。